

川崎市指令環廃 第185号

許可番号 第05710003319号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名 木材開発株式会社

代表取締役 谷 正剛 様

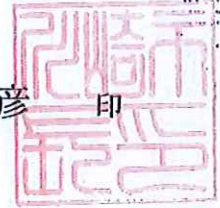
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和4年2月28日

川崎市長

福田 紀彦

印



許可の年月日

令和4年3月1日

許可の有効期限

令和9年2月28日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 廃プラスチック類（廃量に限る。）、イ 繊維くず（廃量に限る。）

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 廃プラスチック類（廃量に限る。）、イ 木くず、ウ 繊維くず

以上3種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

5 積替え許可の有無

市名

許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

別記 1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区水江町土番5 0ほか (5408.12 m ² のうち 220.62 m ² に限る。)	保管面積 69.1m ² 保管上限 120.97m ² 積み上げることができる高さ 1.75m	廃プラスチック類、繊維くず

備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として、（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。